

東京地方裁判所平成 30 年（フ）第 6361 号
破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

破産法 157 条による報告書

令和元年 5 月 21 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産者株式会社ケフィア事業振興会 外
破産管財人 弁護士 内 田 実

第 1 破産者の概要

破産者 31 名の概要は、別紙 1 「破産者の概要」記載のとおりであり（本報告書上、破産者名あるいはグループ名等は「破産者」「株式会社」等の表記を省略したうえで太字で表記する）、28 社の破産法人と、**鎚木秀彌氏**、同氏の長男である**鎚木武弥氏**、同氏の長女である**辻秀子氏**の 3 名である（鎚木武弥氏は破産手続開始後に死亡したため破産者は亡鎚木武弥相続財産に変更された。）。

破産法人 28 社の事業の中心は、**鎚木秀彌氏**が代表を務めていた**ケフィア事業振興会**と、**鎚木武弥氏**が代表を務めていた**かぶちゃん農園**である。

ケフィア事業振興会は、通信販売事業のほか、顧客に出資を募って調達した資金により農作物の栽培、食品加工、環境関連事業等を行っていた。

かぶちゃん農園は、**ケフィア事業振興会**及び関連会社経由で農産物の生産・加工・販売等を行っていた。

事業の拡大に伴い、これら 2 社または各代表者等が直接または間接的に株主となり、複数の関連会社を設立して事業を展開していった。

第 2 破産手続開始申立てに至った経緯

1 ケフィア事業振興会の設立と通販事業

ケフィア事業振興会は、昭和 60 年に設立された法人が前身であり、ケフィアヨーグルト種菌の販売事業を開始し、平成 8 年から会員組織を『ケフィア倶楽部』と名付け、平成 10 年から通信販売を開始した。平成 13 年からは、広告代理業を行う**ケーアイ・アド**、システム管理を行う**ケーツーシステム**など、複数の関連会社を設立して順次事業を拡大させる一方、通販カタログやダイレクトメール郵便（以下「DM」という。）を利用した通信販売の手法を用い、新聞やラジオで全国規模の広告を展開して会員数を増加させ、平成 22 年末には、会員数が 200 万人を突破した旨をうたっていた。

2 会員からの資金調達

ケフィア事業振興会を中心とする**ケフィアグループ**は、当初、通販会員に対して年5%程度の金利を約して、株主募集、社債（私募債）、借入金などの方式で資金調達を行っていた。

通販会員からの資金調達は、平成22年4月に行ったケフィア本社ビル建設の『パートナー制度』を契機に調達規模を拡大させ、平成24年6月からは太陽光パネル、各種食品等の『オーナー制度』、平成29年10月からは各種事業プロジェクトの『サポーター制度』などの様々な名目で、多様な種類のDM（募集回数は2000回を超える）を通販会員に送付する方法により多額の資金調達を行っていた。各制度の実態は、形式上は買戻特約付き売買契約の体裁をとり、資金調達の大半を占めていた『オーナー制度』を含め、会員と**ケフィア事業振興会**または**ケフィアグループ**との金銭消費貸借であった。

当職が監査法人の補助を受けて平成26年7月期から平成30年7月期までの過去5年間の会計書類を調査したところ、ケフィアグループによるパートナー制度・サポーター制度等による借入金にかかる平成30年7月末の未払残額は約593億円、金融機関等からの借入金にかかる同時点の未払残額は約12億円、平成25年8月から平成30年7月までの過去5年間におけるオーナー制度による資金調達にかかる同時点の未払残額は約412億円（同期間の調達額約2896億円から既に返済した約2484億円を控除した残額）であった。そして、監査法人が確認したところでは、これらの合計1017億円の調達資金の用途は、約234億円が会員への利息の弁済、約315億円が固定資産その他資産の取得費用、約348億円がDM発送費用、人件費、役員報酬などの事業経費に充てられており、残り約120億円は、過去の人件費、宣伝広告費に支出されたものと考えられる。

3 長野県飯田市における事業展開と農園グループの経営危機

長野県飯田市に本拠を置く**かぶちゃん農園**を中心とする**農園グループ**では、**かぶちゃん農園**が平成19年に長野県飯田市にほし柿製造工場を建設したほか、農業生産法人である**かぶちゃんファーム**の設立、レストラン経営を目的とする**かぶちゃん農園食堂**の設立、物流を担当する**ケフィアグループC&L**の設立により、事業を拡大させていった。しかし、投資に見合う収益を確保するに至らず、人員規模の急激な増大や経費の増大により資金繰りが悪化して資金が枯渇したことから、平成23年1月、**ケフィア事業振興会**の支援を受けて銀行債務を繰り延べるなどの私的整理手続を行った。この頃から、**かぶちゃん農園**は通販事業を**ケフィア事業振興会**に委譲して商品供給に重きを置く方向となり、農園の運営についても**ケフィア事業振興会**から派遣された同社の営業部長が主導することとなった。

なお、**ケフィア事業振興会**は、農園グループとは別に平成20年9月に**飯田水晶山温泉ランド**を設立し、飯田市内のテーマパーク及び温浴施設（現在の伊那谷

道中『かぶちゃん村』及び『水晶山温泉』を前事業者から取得して運営に着手しており、農園グループへの支援開始以降、一体として管理されることとなった。

4 本社ビルの建設、各種自然エネルギー発電施設等の事業展開

ケフィア事業振興会は、2で記載した会員からの調達資金を利用し、自ら、あるいは関連会社を通じて、平成22年の本社ビル（神田須田町所在）を筆頭に、以下のとおり、各種自然エネルギー発電施設等を次々と建設あるいは買収していった。これらの再生可能エネルギー事業への取り組みは、太陽光発電事業を除き、いずれも赤字に終わるか途中で頓挫しており、建設または取得費用を回収することは不可能な状況であった。

(1) 太陽光発電事業（長野県飯田市ほか）

ケフィア事業振興会は、**かぶちゃんメガソーラー**を事業主体として、平成24年頃から長野県内に24か所の太陽光発電施設の建設を行い、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づき、比較的有利な条件で売電事業を行っていた。**ケフィア事業振興会**の資金繰りの悪化を受け、平成30年6月までに計17施設を売却済みであり、破産管財人が引き継ぎを受けた施設は7施設であった。なお、17施設の売却の相当性及び売却代金の用途について調査したところ、相当性を欠くとは認められず、代金は借入金の返済や運転資金に充てられていた。

(2) 別府地熱発電事業（大分県別府市）

かぶちゃん電力は、平成27年3月、大分県別府市で地熱発電所の開発を行っていた業者との間で、発電施設建設請負契約等を締結したが、ケフィアグループの資金繰りが逼迫し、かつ、発電機を稼働させるために必要な蒸気の泉源に問題が生じたことなどから、事業計画は頓挫しており、業者との間で訴訟が係属していた。

(3) ほし芋工場・風力発電事業（鹿児島県南九州市）

かぶちゃん九州は、平成27年12月、鹿児島県南九州市穎娃（えい）町において、ほし芋工場を建築し、工場の稼働を開始した。また、平成28年8月には、工場敷地内に風力発電機を設置し、再生可能エネルギー（風力）発電事業の許可を得て売電事業を開始したが、毎月の売電金額は僅少であり、収益を確保するには至らなかった。

(4) バイオマス発電事業（長野県飯田市・熊本県球磨村）

かぶちゃん電力は、飯田市内の『かぶちゃん村』の隣接地に平成26年からバイオマス発電施設『森の発電所』の建設を行ったが、竣工後の発電設備の性能は不十分であり、収益を確保するに至らないまま、平成30年3月に稼働を停止した。また、平成29年2月から、熊本県球磨郡球磨村にバイオマス発電

所の建設に着手したが、**ケフィアグループ**の資金繰りが逼迫したことから、事業計画は頓挫していた。

5 カナダでの事業展開

ケフィア事業振興会は、カナダ国ケベック州所在の法人の株式を取得し、平成29年2月以降、現地におけるメープルの樹液採取権を取得し、メープルシロップを製造・販売する『メープルの森』事業のほか、来客が見込める夏期及び冬期に限定して営業するホテル及びレストラン事業（オーベルジュ事業）を行っていたが、いずれの事業についても、収益を確保するには至っていなかった。

6 会員への返済の遅滞

ケフィア事業振興会及び**ケフィアグループ**は、会員から集めた金銭を各種新事業に投資したが、それらの事業は利益をほとんど生まなかったため、会員への借入金返済が困難となり、平成29年4月頃から徐々に支払いを遅滞し、同年11月末日支払い期限のオーナー制度の会員への支払いのうち約55億円の支払いができなくなった。そこで、同年12月には、オーナー制度の会員に対する支払期限を延期する旨の書面を発送し、平成30年2月には、旧来のコンピュータシステムでの運用に障害が発生していること、会員への支払いは新システム移行後の同年5月中旬以降に行うこと等を記載した書面を会員宛に送付した。なお、当職の調査の結果、**ケフィア事業振興会**が使用していた顧客管理システムを金融システムに移行する作業に着手していたことは確認されたが、移行が実現しないまま破綻するに至っている。

この間、**ケフィア事業振興会**及び**ケフィアグループ**では、平成30年3月以降、太陽光発電施設等の資産の売却のほか、**ケベッククラブ**及び**九州クラブ**を設立し、各合同会社の社員となる権利を販売する名目で会員から資金を集める一方、その一部を仮想通貨事業に投資するなど、新事業を模索していたようである。

その後、同年6月、**ケフィア事業振興会**の会員に対する支払い遅延の報道がなされたことを契機に、会員からの返金依頼が増加し、同年7月には、一部の債権者の要請を受けて、株式会社ゆうちょ銀行が**ケフィア事業振興会**の保有口座を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づき凍結したため、**ケフィア事業振興会**の資金繰りは急速に悪化した。さらに、同年8月31日には、消費者庁が消費者安全法に基づき、**ケフィア事業振興会**のオーナー制度に関して支払遅延が生じている旨の注意喚起を行った。

7 ケフィア事業振興会と各社の破産開始申立て

上記の状況を受けて、**ケフィア事業振興会**ほか3社は、平成30年9月3日に破産手続開始を申立て、その後、事業継続が不可能となった**ケフィアグループ**及び**農園グループ**に所属する各法人も順次破産するに至った。

その後、同年12月には**鎗木秀彌氏**及び**鎗木武弥氏**が、平成31年2月には**辻秀子氏**が順次破産手続開始を申立て、別紙1「破産者の概要」のとおり、法人28社、個人3名が破産手続開始決定を受けることとなった。

第3 破産管財人が開始決定後に対応した業務

1 破産管財人団の組成

本件破産手続は、債権者数が3万人を超え、かつ、東京都内、長野県飯田市周辺を中心に多数の事業を行っていた破産法人28社及び役員3名を対象とする大規模な手続であることから、当職は、13名の破産管財人代理を選任して破産管財業務にあたっている。また、管財業務の適正な運用に必要不可欠な範囲で補助者として、税理士・税理士法人、社会保険労務士、会計面の調査にあたる監査法人等の専門家を選任し、従業員の一部や派遣社員を雇用して破産財団の管理、換価・回収に必要な業務を補助させている。

2 資産保全、コールセンターの設置等

当職は、各破産者の破産手続開始決定後速やかに、各事業拠点に臨場して資産の保全を行い、必要な引継を受けたほか、役員・従業員との面談等を行い、破産者の業務内容、組織体制、対処すべき喫緊の課題等を聴取した。また、会員を中心とする債権者からの問い合わせなどに対応するため、本社ビル内に破産管財人室とコールセンターを設置し、対応に努めた。

なお、債権者に対する情報開示の観点から、**ケフィア事業振興会**が開設していたWebサイト (<http://www.kefir.jp/>) を維持し、破産管財業務に関する情報を継続的に発信している。

3 破産者及び子会社・関連会社の実態調査

当職は、**ケフィア事業振興会**を中核会社とする**ケフィアグループ**における資金の流れとその投資先を解明し、さらには役員責任追及査定の要否、否認対象行為の有無、破産財団の増殖に資する資産の発見等も視野に入れ、監査法人の助力を得て、**ケフィアグループ**の決算書類、会計帳簿、契約書、請求書、各種伝票、預貯金口座などの財務・経理関連資料について、調査を実施した（調査対象期間は、資料保管期間、税金の還付対象期間を考慮して過去5期分とした）。

調査の結果、各破産法人における会計処理は、実際の資金の動きを反映しており、破産者法人の会計処理を経由しない資金の動きは発見されず、また、一見して明らかな社外との架空取引も発見されなかった（ただし、ある印刷会社との取引について、取引の実在性に疑問があり、照会をしたが協力が得られず、調査を継続している）。

また、ケフィアグループ内に資金が滞留していないかについても、破産会社28社とそれ以外のグループ会社及び破産した役員個人について調査を行った

が、現在までに、別紙2の財産目録等に記載された以外に、みるべき資産は発見されていない。

4 各社の決算手続と税務申告

当職は、**ケフィア事業振興会**を含む各破産法人の決算を正常どおり進めることとし、平成31年4月30日までに、破産法人28社のうち、確定申告を行うことが破産手続の進行にとって適切と考えられる11社について、直近までの消費税・法人税の確定申告を終えた。

また、調査の結果、**ケフィア事業振興会**における『オーナー制度』にかかる会計処理は、売買を前提とした処理（売上の計上）がされていたが、その実態は一種の金銭消費貸借契約と評価できると考えられた。そこで、平成30年7月期の決算を修正して過大に納付していた消費税の還付申告を行ったところ、平成31年4月9日付けで消費税本税および還付加算金として約1億7500万円（未納消費税控除後の残高）の還付を受けた。なお、平成26年7月期以降の各事業年度についても、消費税・法人税・事業税の更正の請求（約19億円の還付請求）を行っており、現在当局において調査中である。

5 捜査機関による捜査及び協力要請への対応

平成31年2月6日、警視庁生活安全部生活経済課が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反被疑事件（被疑者は**鎬木秀彌氏**及び**ケフィア事業振興会**）につき、本社ビルにおいて捜索差押を実施した。また、同月15日には**農園グループ**の関係施設においても同じ被疑事件につき捜索差押が行われた。このほか、同課からは、捜査関係事項照会により当職が保有する書類や電子データ等の開示の要請があったため、破産管財業務に支障のない範囲でこれに応じた。

第4 破産管財人が開始決定後に行った換価業務

当職は、各破産者が保有する資産について、破産管財人就任後、順次、換価を行った。売却にあたっては、売却手続の公正さと売却金額の相当性を担保するため、原則として入札手続により売却を行った。

現在までに、大半の資産について、換価が完了している。

主な資産換価の内容は、次のとおりである。

1 本社ビルの売却

ケフィア事業振興会の本社ビルは東京都千代田区神田須田町に存在する築後約10年の物件である。このビルには、会員に対する136件の第1順位の抵当権とノンバンクからの第2順位の抵当権が設定されていたが、ノンバンクに対する借入金の遅延損害金の発生を最小限に止めるため、第1順位の抵当権が存在する状態で早期に任意売却を行う方針とし、入札手続を行った。この結果、平成30年

12月21日付けで、不動産鑑定価格を大幅に上回る16億円で売却ができ、第2順位の抵当権者に対して被担保債権を弁済した残額である約7億8137万円を破産財団に組み入れた。

なお、売却に伴い、平成31年2月に破産管財人室用に新たに事務所を賃借して管財業務にあたっている（コールセンターの電話番号は従前どおりである。）。

2 ケフィアグループの資産処分

(1) メガソーラー等の太陽光発電事業

当職は、破産手続開始決定時に管理下にあった長野県内の太陽光発電施設7施設及びソーラーシェアリング施設1施設につき、権利関係を精査するとともに、地権者及び抵当権者等と協議を行ったうえで、売却のための入札を行った。既に1施設は他の不動産（飯田市川路の物流センター）と共に処分済みであり、その他の7施設については、現在、優先交渉権者を決定し、決済に向けた関係者との調整を行っているところである。

(2) 『かぶちゃん村』・『水晶山温泉』・『森の発電所』

長野県飯田市箱川に所在するテーマパーク、温浴施設及びバイオマス発電施設については、破産手続開始決定前に営業・稼働を停止していた。当職は、事業価値の毀損を最小限に止めるため、速やかにこれらの施設を一体として事業譲渡すべく、平成30年10月に入札を行った。その後、第1順位の優先交渉権者との協議が整わず、第2順位の優先交渉権との間で協議を重ねた結果、平成31年4月26日付けで売却を行った。

(3) 地熱発電事業

大分県別府市の地熱発電事業については、開発業者との訴訟が係属していたことから、相手方と面談したところ、当職による換価に協力する意向が示されたことから、訴訟は中断したままで、定期的に協議を行った。平成31年2月までに売却の支障となっていた泉源の障害の除去が終了したことから、現在、具体的な売却先の選定及び売却条件等について協議を継続している。

(4) ほし芋工場・風力発電施設

鹿児島県のほし芋工場の土地、建物、風力発電装置等については、地元関係者との調整を行ったうえで、平成30年11月から入札手続を実施した。そして、入札結果が僅差であったことなどから再入札手続を実施し、平成30年12月25日に売却を完了した。

(5) バイオマス発電事業

熊本県球磨村のバイオマス発電事業については、発電機等が放置され、再稼働に疑問が生じていたこと、発電機等の販売業者等との権利関係についても争いがあったことなどから、売却は難航したが、時間をかけて売却先を募り、関

係者との権利関係についても協議を重ねて整理したうえで、平成31年4月9日付けで売却を完了した。

(6) カナダ関連事業

ケフィア事業振興会が株式を取得したカナダ法人については、破産手続申立直前の平成30年8月に、株式を現地の別法人に売却する旨の合意がされていた。当職は、当該株式の換価価値や他の売却先への売却可能性について慎重に調査した結果、従前の合意に基づく処分を速やかに行うことが破産財団の増殖に最大限資すると判断し、平成31年3月14日までにその売却を完了した。

また、**かぶちゃんインターナショナル**が現地旅行会社の株式を保有していたことが判明したため、入札手続を行ったうえで、平成31年1月17日付けで株式の売却を完了した。

3 農園グループの資産処分

(1) 飯田市川路の各建物の売却

農園グループの拠点である飯田市川路には、借地上にほし柿加工施設、物流センター、カフェテリア等の建物が存在していた。

当職は、担保権者の了解、地権者の承諾を得て、これら建物を、順次、入札手続により売却した。この結果、平成31年4月までに借地上の建物については、すべての売却を完了した。

(2) 動産類の売却・処分

当職は、(1)の不動産売却の前提として、各建物内にある大量の棚卸資産、機械・器具・備品類について、地元の業者を中心に買手を募り、順次、高値を付けた者に売却した。

また、冷凍庫内には換価不能な貯蔵品・仕掛品等が約150トン残っており、売却を試みたものの引受先が見つからなかったため、産廃業者に依頼して廃棄処理を行った。廃棄費用は建物売却のための必要経費として(1)の不動産売却の際に、担保権者から相当額の填補を受けた。

(3) 『遊牧館』の事業譲渡と『市野屋』の株式譲渡

かぶちゃん信州乳業が保有する長野県下伊那郡下條村のヨーグルト製造販売施設『遊牧館』については、平成30年10月から入札手続を行い、同年11月20日付けで事業譲渡を完了した。

また、『市野屋』の屋号で日本酒の製造販売を行っていた**かぶちゃん信州酒造**については、株主である**かぶちゃん農園**において株式売却のための入札手続を行い、平成31年1月9日付けで株式譲渡を完了した。

(4) 農作物の収穫、農地の処理等

かぶちゃんファームは、『市田柿』を中心として、長野県飯田市周辺のみならず、九州各地、山梨県、静岡県において多品目の農作物を育成していたが、収

穫時期である秋期になされた破産手続開始決定時において大半の従業員が退職しており、十分な収穫体制は整っていなかった。当職は、地元市町村や農業関係者に対し、収穫作業と収穫物の買取りについての協力を要請した結果、概ね、適時に収穫を完了することができた。

また、各地に所有していた農地やビニールハウス等については、順次売却処分を行うとともに、借地については、公益財団法人長野県農業開発公社と協議を行ったうえで、賃貸人に対し、農地を現状有姿で返還する旨の合意解約を行い、大部分の農地について返還を完了した。

4 個人の破産者の資産調査と換価

鎚木秀彌氏、亡**鎚木武弥**相続財産、**辻秀子氏**の各破産者については、それぞれが保有する財産について調査を行い、破産財団に属する換価可能な資産について順次処分を行っている。また、各破産者については、破産手続開始申立の際に提出された過去2年間の預金口座の出入金履歴を調査したが、財産の隠匿等が疑われる金銭の動きは確認されていない。

鎚木秀彌氏の主な資産は、北海道川上郡標茶町に保有していた原野、所得税の還付金であり、既に破産財団への組み入れが完了している。

亡**鎚木武弥**相続財産の主な資産は、車両、有価証券（証券会社の口座への預け金）、所得税の還付金等であり、既に破産財団への組み入れが完了している。

辻秀子氏の主な資産は、東京都内の自宅マンション、生命保険の解約返戻金、所得税の還付金であり、マンションについては入札を実施し、近日中に売却を完了する予定であり、その他は既に破産財団への組み入れが完了している。

第5 役員の財産に対する保全処分又は役員の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判を必要とする事情の有無

この点については、現在調査中である。

第6 各社の資産・負債の状況

ケフィア事業振興会及び**かぶちゃん農園**の資産及び負債の状況並びに平成 31 年 4 月 30 日までの収支の状況は、別紙2の各財産目録、収支計算書、破産貸借対照表のとおりである。

現在までに形成された破産財団及び当職が把握している資産・負債の状況を前提とすると、今後、破産債権者に対する配当手続を実施できる見込みがあるのは、次の 11 の破産者である。

ケフィア事業振興会、かぶちゃん九州、かぶちゃんメガソーラー、ケベッククラブ、九州クラブ、かぶちゃん電力、かぶちゃんファーム、コラボ南信州、カブラキホールディングス、鍋木秀彌、辻 秀子

その他の破産者については、破産債権に優先する財団債権（租税債権、労働債権、破産手続費用等）の額を上回る破産財団を形成できる可能性は低く、現時点では、破産債権者に対する配当手続を実施できないと見込まれる。

第7 今後の主な管財業務について

1 資産換価の手続

かぶちゃんメガソーラー等の太陽光発電施設、**かぶちゃん電力**の地熱発電施設など、換価が完了していない資産については、引き続き換価に努め、速やかに終了させる予定である。

2 ケフィア事業振興会における消費税等の更正請求手続

前述のとおり、当職は、**ケフィア事業振興会**について平成 26 年 7 月期以降の各事業年度について、消費税・法人税・事業税の更正の請求を行っており、引き続き、対応に努める予定である。

3 配当可能性のある破産者に関する債権届出手続について

第 6 記載の配当の可能性のある破産者については、第 1 回債権者集会終了後、順次、破産債権者に対して、破産債権届出書等債権届出に必要な資料を送付する予定である。なお、会員債権者については、破産者が認識している破産債権額をあらかじめ明示した資料を送付する予定である。

4 その他

上記の外、今後、管財業務を遂行する中で、否認権行使の対象となる行為、損害賠償請求を行うべき行為等が判明した場合には、鋭意、これに対応する所存である。

以 上

別紙 1 破産者の概要

NO.	事件番号	破産者	開始決定日	事業内容
1	平成30(7) 6361	株式会社ケフィア事業振興会	H30.9.3	通信販売事業、顧客からの出資金による果物野菜の栽培や食品加工、環境関連事業等
2	平成30(7) 6362	株式会社飯田水晶山温泉ランド	H30.9.3	水晶山温泉ランド伊那谷道中かぶちゃん村というテーマパークの運営業務等
3	平成30(7) 6363	かぶちゃん九州株式会社	H30.9.3	干し芋製品の製造加工及びケフィアグループ各社への販売業務等
4	平成30(7) 6364	かぶちゃんメガソーラー株式会社	H30.9.3	太陽光発電事業等
5	平成30(7) 6711	ケフィアインターナショナル株式会社	H30.9.14	食品を米国、カナダから輸入し、ケフィア事業振興会に卸売する業務等
6	平成30(7) 6712	株式会社ケーアイ・アド	H30.9.14	ケフィア事業振興会から委託を受けた通販等の広告業務を代理する広告代理業務等
7	平成30(7) 6713	株式会社ケフィア・カルチャーカード	H30.9.14	ケフィア事業振興会が発行する前払式支払手段の発行事務代行業務等
8	平成30(7) 6714	株式会社ケフィア・クリエイティブ	H30.9.14	ケフィアグループの通販事業の広告代理事業（ただし、事業計画が頓挫）
9	平成30(7) 6715	株式会社メーブルライフ	H30.9.14	メーブルシロップの通販事業（ただし、事業計画が頓挫）
10	平成30(7) 6716	株式会社ケーツースステム	H30.9.14	ケフィアグループが利用するコンピューターシステムの管理業務等
11	平成30(7) 6717	一般社団法人柿国際文化協会	H30.9.14	柿の生産者及び消費者に対する柿文化の普及
12	平成30(7) 6718	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	H30.9.14	ケフィア事業振興会の会員へのダイレクトメール送付業務の立案等
13	平成30(7) 6719	ケベッククラブ合同会社	H30.9.14	会員への旅行に関するサービスの提供、研修会・セミナー等の実施
14	平成30(7) 6720	九州クラブ合同会社	H30.9.14	会員への旅行に関するサービスの提供、研修会・セミナー等の実施
15	平成30(7) 6721	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	H30.9.14	国内外にケフィアヨーグルトのもたらす文化を広めること（破産手続申立時には事業閉鎖）
16	平成30(7) 6722	かぶちゃん電力株式会社	H30.9.14	長野県飯田市で発電事業等（平成30年4月より事業を停止）
17	平成30(7) 6861	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	H30.9.21	ケフィアグループ各社の会員への各種書類の送付、解約金支払等の事務代行業務等
18	平成30(7) 7144	かぶちゃん農園株式会社	H30.10.1	農産物の生産、加工、販売事業等
19	平成30(7) 7241	ケフィアグループC&L株式会社	H30.10.4	通信販売商品の梱包、発送、受発注、保管の代行業務等
20	平成30(7) 7242	合同会社かきの森	H30.10.4	農産物の生産、加工及び販売事業等
21	平成30(7) 7243	株式会社コラポ南信州	H30.10.4	宅地建物取引業、不動産仲介業務及び不動産賃貸事業、ケフィアグループ各社の建物の管理、所有不動産のグループ内での賃貸業務等
22	平成30(7) 7421	かぶちゃん信州乳業株式会社	H30.10.11	牛乳及び乳製品関連商品の製造・販売等
23	平成30(7) 7422	かぶちゃんファーム株式会社	H30.10.11	農産物の生産、加工、販売、農作業の受託業務等
24	平成30(7) 7501	かぶちゃんインターナショナル株式会社	H30.10.15	メーブルシロップやプルーンの輸入代行業務等
25	平成30(7) 8117	株式会社かぶちゃん農園食堂	H30.11.1	カフェテリアの経営等
26	平成30(7) 8118	かぶちゃん製菓株式会社	H30.11.1	味噌せんべいの製造加工、販売業務
27	平成30(7) 8151	株式会社ケフィア・サプリメント	H30.11.2	サプリメント、健康食品、健康補助食品の販売等
28	平成30(7) 9344	鏑木武弥	H30.12.14	
29	平成30(7) 9372	カブラキホールディングス株式会社	H30.12.14	ケフィア事業振興会及び関連会社の経営管理及びコンサルティング業務等
30	平成30(7) 9373	鏑木秀彌	H30.12.14	
31	平成31(7) 706	辻秀子	H31.2.13	

平成30年(7)第6361号

破産者 株式会社ケフィア事業振興会

破産管財人 弁護士 内田 実

開始決定日 = 平成30年9月3日現在

(単位：円)

財産目録
(第1回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.7.31)	換価金額	備 考
1	現金	4,956,122	15,482,151	破産管財人への引継現金
2	預金	124,558,747	5,866,443	一部解約未了(興産信金外2行)
3	売掛金	2,626,353,730	9,263,117	残余はケフィアグループ等に対するものであり回収困難
4	棚卸資産	33,212,001	4,145,873	食品、PCディスプレイ等の売却代金
5	前払費用	778,876,764	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
6	短期貸付金	5,734,750,668	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
7	未収入金	5,590,600,716	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
8	立替金	804,279,660	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
9	仮払金	3,207,720,756	169,957,952	ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり回収困難
10	預け金	31,000,000	5,360,046	派遣会社から回収済み
11	未収消費税等	236,680,210	236,849,210	消費税還付金
12	繰越消費税	25,862,190	0	換価価値無し
13	建物	508,839,131	723,148,149	ケフィアビルにかかる附属設備、構築物を含む。換価完了
14	附属設備	181,400,729	0	ケフィアビルと一体で換価
15	構築物	5,256,401	0	ケフィアビルと一体で換価
16	機械装置	7,419,000	50,000	封入印刷機を換価済み
17	車両運搬具	19,042,275	2,600,700	車両4台を換価済み
18	工具器具備品	52,369,084	0	換価価値無し
19	一括償却資産	1,836,051	0	パソコンについて今後換価予定
20	土地	583,340,940	819,000,000	ケフィアビルと一体で換価
21	果樹	6,919,522	0	換価価値無し
22	ソフトウェア	34,874,001	0	換価価値無し
23	商標権	1,522,515,824	0	換価価値無し
24	投資有価証券	55,046,144	0	らくトクポイントの預託国債
25	出資金	414,890,254	47,124,352	カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金
26	敷金	1,818,500	276,600	神田須田町の賃借物件の敷金を回収済み
27	保証金	66,089,800	39,240,554	日本旅行業協会及び運送会社から回収
28	長期貸付金	19,264,504,301	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	825,157,258	10,252,933	保険解約返戻金を回収済み
30	投資預け金	370,000,000	0	換価価値無し
31	長期前払費用	191,811,937	0	換価価値無し
32	会員創造費	4,722,199,827	0	換価価値無し
33	繰延資産	871,837	0	換価価値無し
	合計	48,035,054,380	2,088,618,080	

平成30年(7)第6361号

破産者 株式会社ケフィア事業振興会

破産管財人 弁護士 内田 実

開始決定日 = 平成30年9月3日現在

(単位：円)

財産目録
(第1回債権者集会)

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	42	109,968,987		
2	財団債権(労働債権)	21	12,707,445		
3	財団債権(その他)				
4	優先的破産債権(公租公課)				
5	優先的破産債権(労働債権)				
6	普通破産債権	30,566	100,150,193,302		
合計		30,629	100,272,869,734	0	0

* 負債の部 NO.6.普通破産債権の件数及び金額は破産手続開始申立書類の記載に基づく。

平成30年(7)第6361号

破産者 株式会社ケフィア事業振興会

破産管財人 弁護士 内田 実

平成30年9月3日～平成31年4月30日

(単位：円)

収支計算書

(第1回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	引継現金	1,082,151
2	預金	5,866,443
3	引継予納金	14,400,000
4	売掛金	9,263,117
5	動産売却代金	4,145,873
6	不動産売却代金	1,542,148,149
7	敷金	276,600
8	保険解約返戻金	10,252,933
9	株式譲渡代金	46,125,216
10	預金利息	1,777
11	地代家賃戻し	1,489,600
12	保証金	39,240,554
13	預け金	5,360,046
14	出資金	999,136
15	車両売却代金	2,600,700
16	国税還付金	175,394,333
17	精算金	2,466,457
18	仮払金	169,957,952
19	預り消費税	57,851,851
20	固定資産税等精算金	233,112
	合 計	2,089,156,000

平成30年(7)第6361号

破産者 株式会社ケフィア事業振興会

破産管財人 弁護士 内田 実

平成30年9月3日～平成31年4月30日

(単位：円)

収支計算書
(第1回債権者集会)

支出の部		
No.	科目	金額
1	補助者費用	56,085,785
2	業務委託費	50,380,719
3	廃棄費用	2,360,980
4	通信費	6,934,634
5	施設管理費	457,704
6	電気料金	2,199,174
7	水道料金	216,297
8	リース利用料	309,333
9	システム利用料	482,004
10	地代家賃	10,521,986
11	旅費交通費	805,935
12	消耗品	130,452
13	仲介手数料	722,498
14	支払手数料	26,000
15	印紙代	160,000
16	管財事務費用	59,153
17	別除権者弁済	818,625,425
18	他の破産法人への送金	9,280,000
19	その他(他の破産法人関連費用等)	4,325,752
	合 計	964,083,831

差引	1,125,072,169
----	---------------

破産貸借対照表

(第1回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	15,482,151	1	財団債権(公租公課)	109,968,987
2	預金	5,866,443	2	財団債権(労働債権)	12,707,445
3	売掛金	9,263,117	3	財団債権(その他)	
4	棚卸資産	4,145,873	4	優先的破産債権(公租公課)	
5	前払費用	0	5	優先的破産債権(労働債権)	
6	短期貸付金	0	6	普通破産債権	100,150,193,302
7	未収入金	0			
8	立替金	0			
9	仮払金	169,957,952			
10	預け金	5,360,046			
11	未収消費税等	236,849,210			
12	繰越消費税	0			
13	建物	723,148,149			
14	附属設備	0			
15	構築物	0			
16	機械装置	50,000			
17	車両運搬具	2,600,700			
18	工具器具備品	0			
19	一括償却資産	0			
20	土地	819,000,000			
21	果樹	0			
22	ソフトウェア	0			
23	商標権	0			
24	投資有価証券	0			
25	出資金	47,124,352			
26	敷金	276,600			
27	保証金	39,240,554			
28	長期貸付金	0			
29	保険積立金	10,252,933			
30	投資預け金	0			
31	長期前払費用	0			
32	会員創造費	0			
33	繰延資産	0			
	合計	2,088,618,080		合計	100,272,869,734

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-98,184,251,654

財産目録
 (第1回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.8.31)	換価金額	備 考
1	現金	265,015	5,216,519	破産管財人への引継現金
2	預金	804,838	164,636	一部解約未了(八十二銀行)
3	売掛金	88,053,111	3,348,364	残余はケフィアグループ等に対するものであり回収困難
4	商品	54,163,582	13,398,956	製品・仕掛品等を売却済み
5	製品	1,897,830		
6	原材料	6,416,940		
7	仕掛品	61,091,789		
8	貯蔵品	34,220,392	0	換価価値無し
9	前渡金	7,950,000	10,485,675	継続的契約の解除に伴う精算金等を回収済み
10	立替金	2,351,843	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
11	短期貸付金	879,424,082	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
12	仮払金	391,828,318	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
13	未収入金	263,221,559	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
14	前払費用	14,803,311	0	換価価値無し
15	建物	757,048,809	161,972,888	柿プラザ・柿照姫・物流センター等を売却済み
16	建物付属設備	97,701,277	0	建物と一体で換価済み
17	構築物	16,647,142	0	建物と一体で換価済み
18	機械装置	65,964,589	3,830,120	農業用器具及び食品加工用機器等を売却
19	車両運搬具	2,808,624	0	申立時不存在
20	工具器具備品	9,364,533	0	機械装置と一括して売却
21	リース資産	13,053,187	0	換価価値無し
22	土地	22,380,000	0	太陽光発電施設用地(抵当権設定あり)、売却手続中
23	建設仮勘定	110,600,000	0	換価価値無し
24	ソフトウェア	953,140	0	換価価値無し
25	投資有価証券	2,000,000	10,000	かぶちゃん信州酒造の株式を売却済み
26	出資金	26,648,850	299,136	信用金庫に対するものを回収済み、残余はケフィアグループ等に対するものであり回収困難
27	保証金	11,150,000	0	一部申立時不存在、残余はケフィアグループ等に対するものであり回収困難
28	敷金	16,565,042	1,895,325	賃借事務所の敷金等を回収済み、残余はケフィアグループ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	12,210,000	1,315,930	生命保険解約返戻金を回収済み
30	リサイクル預託金	31,820	0	申立時不存在
31	長期前払費用	3,224,838	0	前払保証料等であり換価回収不能
	合計	2,974,844,461	201,937,549	

平成30年(7)第7144号
 破産者 かぶちゃん農園株式会社
 破産管財人 弁護士 内田 実

開始決定日＝平成30年10月1日現在
 (単位:円)

財産目録
 (第1回債権者集会)

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	26	30,185,891		
2	財団債権(労働債権)	79	28,565,447		
3	財団債権(その他)				
4	優先的破産債権(公租公課)				
5	優先的破産債権(労働債権)				
6	普通破産債権	111	2,134,786,824		
合計		216	2,193,538,162	0	0

* 負債の部 NO.6.普通破産債権の件数及び金額は破産手続開始申立書類の記載に基づく。

平成30年(7)第7144号
破産者 かぶちゃん農園株式会社
破産管財人 弁護士 内田 実

平成30年10月1日～平成31年4月30日
(単位:円)

収支計算書
(第1回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	現金	5,216,519
2	預金	164,636
3	売掛金	3,348,364
4	動産売却代金	16,947,198
5	不動産売却代金	161,972,888
6	売電収入	4,132,680
7	敷金	1,895,325
8	保険解約金	1,315,930
9	債権譲渡代金	10,000
10	株式譲渡代金	10,000
11	精算金	10,485,675
12	預金利息	57
13	預り金	244,455
14	出資金	299,136
15	印紙売却	167,045
16	預り消費税	12,953,512
17	固定資産税等精算金	2,411,708
18	売上金	2,030
19	ケフィア事業振興会からの入金	20,000
	合 計	221,597,158

平成30年(7)第7144号
破産者 かぶちゃん農園株式会社
破産管財人 弁護士 内田 実

平成30年10月1日～平成31年4月30日
(単位:円)

収支計算書
(第1回債権者集会)

支出の部		
No.	科目	金額
1	補助者費用	9,657,623
2	廃棄費用	8,880,283
3	通信費	727,384
4	施設管理費	825,548
5	電気料金	7,472,572
6	水道料金	147,680
7	リース利用料	696,600
8	システム利用料	60,480
9	地代	2,096
10	動産購入費用	5,400
11	事務用品費	24,745
12	旅費交通費	70,041
13	公租公課(差押え解除)	558,500
14	精算金	85,930
15	預け金	671,127
16	別除権者弁済	145,062,411
17	火災保険料	68,600
18	支払手数料	65,220
19	仮払金	53,600
	合 計	175,135,840

差引	46,461,318
----	------------

開始決定日=平成30年10月1日現在
 (単位:円)

破産貸借対照表
 (第1回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	5,216,519	1	財団債権(公租公課)	30,185,891
2	預金	164,636	2	財団債権(労働債権)	28,565,447
3	売掛金	3,348,364	3	財団債権(その他)	
4	商品	13,398,956	4	優先的破産債権(公租公課)	
5	製品		5	優先的破産債権(労働債権)	
6	原材料		6	普通破産債権	2,134,786,824
7	仕掛品				
8	貯蔵品	0			
9	前渡金	10,485,675			
10	立替金	0			
11	短期貸付金	0			
12	仮払金	0			
13	未収入金	0			
14	前払費用	0			
15	建物	161,972,888			
16	建物付属設備	0			
17	構築物	0			
18	機械装置	3,830,120			
19	車両運搬具	0			
20	工具器具備品	0			
21	リース資産	0			
22	土地	0			
23	建設仮勘定	0			
24	ソフトウェア	0			
25	投資有価証券	10,000			
26	出資金	299,136			
27	保証金	0			
28	敷金	1,895,325			
29	保険積立金	1,315,930			
30	リサイクル預託金	0			
31	長期前払費用	0			
	合計	201,937,549		合計	2,193,538,162

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-1,991,600,613 円